

全員協議会記録

令和7年9月29日（月）
本会議終了後
11時10分～12時31分
全員協議会室

〔出席議員〕

筮田議長、川神副議長

肥後議員、村木議員、大谷議員、沖田議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、
串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、永見議員、
佐々木議員、田畠議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

久保田市長、砂川副市長、岡田教育長、山根総務部長、田中地域政策部長、
久佐産業経済部参事、西川旭支所長、赤岸消防長

〔事務局〕 下間局長、濱見次長、森井書記

議題

1 執行部報告事項

- (1) 浜田市行財政改革大綱等の期間延長について (総務部)
- (2) 浜田市行財政改革実施計画（令和6年度実績・令和7年度計（総務部）
画）について
- (3) 浜田市総合振興計画及び定住自立圏共生ビジョンの進捗管理
(地域政策部)
について
- (4) はまだお米クーポン券の利用状況等について (産業経済部)
- (5) 旭温泉水有効活用起業支援事業補助金に係る賠償請求事件の（旭支所）
第一審判決について
- (6) 損害賠償請求訴訟の経過について (消防本部)
- (7) その他

2 陳情審査結果について

3 福祉環境委員会からの報告

- ・中山間地におけるエネルギーシフトについての要望書

4 産業建設委員会からの報告

- ・取組課題に係る議長への報告書

5 議会改革に関する検討結果について

・第13回報告 市への要望・提言等に対する対応状況の検証について

6 ぎかいポストに寄せられた意見等への回答について

7 浜田市議会石見神楽振興議員連盟からの活動報告

8 浜田市議会子どもの権利を考える議員連盟からの活動報告

9 その他

(1) 自由討議について

(2) 議案における各自の表決結果の記載について

(3) 政務活動費に係る収支報告書の提出について

(令和7年7月～10月22日分又は4月～10月22日分) **【提出期限：11月4日(火)】**

(4) 議員任期満了に伴う各種お知らせについて

(5) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[11 時 10 分 開議]

○議長

ただいまから令和7年9月29日の全員協議会を始める。本日は柳楽議員から欠席の連絡を受けている。それでは議題に入る。

1 執行部報告事項

(1) 浜田市行財政改革大綱等の期間延長について

○議長

資料1-(1)を参照されたい。それでは説明をお願いする。総務部長。

○総務部長

浜田市総合振興計画の計画期間を1年延長することに伴い、行財政改革大綱について、総合振興計画の下位計画であること、行財政改革の目的の一つに総合振興計画の推進を掲げていること等の理由から、同じく1年延長し、現計画の終期を令和8年度までとすることとする。

また、行財政改革実施計画や公共施設など総合管理計画といった行財政改革大綱にひも付く計画も、1年延長する。

なお、行財政改革大綱の変更については、浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例第3条第1項及び第2項の規定により、12月定例会議において、議会報告をする予定である。

○議長

ただいまの報告について質疑などあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 浜田市行財政改革実施計画（令和6年度実績・令和7年度計画）について

○議長

資料1-(2)を参照されたい。それでは説明をお願いする。総務部長。

○総務部長

浜田市行財政改革実施計画、令和6年度実績、令和7年度計画について説明をする。

1ページを参照されたい。1令和6年度実績の概要である。総括として、令和6年度終了時の計画進捗については、全体52項目中約7割の38項目がA評価となり、着実に取組を進めている。今後も適切な進捗管理に努め、より一層の行政サービスの効率化や市民サービスの向上などの行財政改革を推進していく。

次に、1の評価状況である。表1を参照されたい。評価状況については、A評価が38項目、B評価が14項目となっている。

2ページを参照されたい。2の財政効果の状況である。ここでは、財政効果額の計画額の推移を示している。当初計画額は、令和4年度から令和7年度までの4年間で

11億3,000万円であったが、直近の計画額では、同期間で11億7,000万円、今回延長する令和8年度を加えると、約13億円の計画額となっている。現時点での令和8年度までの実績額と推計額との合計は、約14億7,000万円で、計画額に対し約1億7,000万円の上振れとなっている。

3ページを参照されたい。3の令和6年度の主な実績等である。1の将来を見据えた行政サービスの再構築では、市民との協働によるまちづくりと民間活力の活用として、まちづくり推進委員会の設立支援、協働のまちづくり検討部会でのまちづくりセンターの方針決定、指定管理施設に対する物価変動に連動した収支想定ルールの策定、児童クラブの外部委託などを行っている。また、スリムで機能的な行政の構築として、給与水準の維持や任意協議会などの見直しを行っている。なお、郵便料金計器導入は、視察などの検討により、効率化が不十分で導入見送りとして、計画終了としている。

4ページを参照されたい。自治体DXの推進では、オンライン申請の拡充やSNS活用、マイナンバーカードの普及などを主な取組実績としている。なお、浜田市掲示場の見直しは、令和7年度から掲示場1か所のみとし、告示などをホームページに掲載することとして、計画終了としている。続く人材育成の推進に関しては、職員のエンゲージメント調査の実施及び新たな人材育成基本方針の策定方法の検討などを行っている。次に、2の公共施設マネジメントでは、公共施設再配置実施計画の推進として、雲雀丘小学校、第四中学校の廃止や、雇用促進住宅の民間譲渡など、再配置計画の着実な履行に努めている。また、インフラ資産などの長寿命化対策として、インフラ資産の個別施設計画などに基づき、施設改修や施設点検を実施している。3の持続可能な財政、財務体質への転換では、まず、財政健全化指標について、実質公債費比率、将来負担比率とも対前年度比で低下している。また、特別会計などの経営健全化では、主なものとして、下水道事業の使用料収入増に向けた取組を記載している。最後に、自主財源の確保については、市有財産の売却などに取り組んでいる。令和6年度は、旧原井幼稚園などの売却により約3,000万円の売却収入があったところである。

続いて7ページの令和7年度の計画である。1の将来を見据えた行政サービスの再構築では、協働のまちづくりの推進に向けて、決定した市の方針に沿って運用を開始し、方針の中で検討事項としていたまちづくりセンター職員の配置転換について協議を実施する。

自治体DXの推進については、エンゲージメント調査を基に、業務効率化への取組や、ICT活用能力を高め、自治体DXに貢献する人材を育成し、行政運営の効率化と質の向上を図る。また、大綱に定める産・学・官・民の協働を推進するため、直當で実施する放課後児童クラブの外部委託の推進などに取り組む。

2、公共施設マネジメントでは、普通財産化により、エクス和紙の館の廃止、みどりかいがん1階への金城支所の移転など、公共施設の再配置が進展する。また、インフラ資産についても、計画的な長寿命化対策、施設点検など、市民の安全を第一に、ライフサイクルコストの縮減を目指す。

3の持続可能な財務体質の転換では、計画的な財政運営により、将来世代に負担を

残さない財政運営を推進するとともに、ふるさと寄附の推進や、新たな滞納者を増やさない市税の収納対策に取り組む。また、国民宿舎千畳庵の売却など、市有財産の積極的な利活用を図る。

続く、8ページから10ページまでで、行革項目全52項目を一覧形式で掲出している。評価の上がったものについては赤、評価の下がったものについては青に着色している。また、推計値については赤字の表示としている。表の一番右端に個票の該当ページを記載しているので、参照されたい。

最後に資料2を参照されたい。こちらは30ページに記載している、任意協議会などの見直しの附属資料として、附属機関見直し経過報告表を添付している。団体ごとの状況についてもまとめているので、確認をお願いする。

○議長

ただいまの報告について質疑などあるか。

○川上議員

令和7年度の計画について少し聞きたいが、将来を見据えた行政サービスの再構築という部分で、これを見ると行政側の業務量の調査とか、業務の負担がどうとかいうものが見えてこなかったが、それについては今後検討する余地があるのかどうか聞く。

○総務部長

確かに、こちらの記載はないが、これから職員が大きく人数が増えるという状況がない中、また、様々な行政需要などが見込まれる中で、やはり業務の効率化や、業務そのものの量を見直していく取組が必要であると思っている。

その1つとして、いくつかの部で順番ということになるが、業務の効率化をする余地がないだろうか、そういったところについて外部の事業者に入ってもらったヒアリング、また提案などを受けるような取組を今年度行っている。また、そういった取組についてはこれからも横展開ができるような提案を期待しているところがあるので、広げられるものについては全体に広げていって、市全体としての業務の効率化、そういったところをしっかりと取り組んでいく必要があると考えている。

○川上議員

ただいまの説明を受けて理解したが、確かに業務量というものについては最低限しなければならないというのは事実だと思う。同時に、職員数については、正職員が先日もこの程度ということを言われたけれども、全て合わせたら約1,100人程度いる。これについては、ぜひとも効率を考えて、同時に職員数というのは非常に大きなものであるので、費用的にも大きいので、要不要というものを明確にされてやっていただきたいが、職員定数についてはどうするのか。

○総務部長

職員の人数については正規職員、それから会計年度任用職員合わせると、先ほど議員が言うとおりの数字になっていると思う。職員については、定員管理計画を定めているので、基本的にはそれに沿った形で人数の管理をこれからもしていきたいと考えている。

ただ、現状でも定員管理計画の中で示している計画人数が確保できていない状況もあるので、正規職員の採用についてもしっかりと力を入れていく必要があると思う。また、正規職員、会計年度任用職員合わせて、漫然とただ配置するだけではなく、効率的な配置、そういうこともしっかりと都度、各課のヒアリングであったり、そういう状況も細かく把握しながら、適正な人員配置ということが非常に大事になってくると思うので、業務量なども見ながら、これからも適正な人員配置に努めたいと考えている。

○川上議員

もう1点だけ聞く。公共施設マネジメントという部分で、みどりかいかんを活用する形になっているが、そのほかの公共施設についても近々、こういうことを考えていかなければいけない部分もあると思うが、それについては今後、表に出してこういう形でやりたいということを発表される予定はあるか。

○総務部長

その都度、議会にも報告するような形になると思うが、ただ、どの施設をいつ頃にというのは、現状では特に定めていない。こういった公共施設の再配置計画などで、一応期限については示しているので、その期限に間に合うような形で、それぞれのところで取組を進めていきたいと思う。また、大きな動きがある段階になったら、議会にも説明していきたいと考えている。

○議長

そのほかにないか。

(「なし」という声あり)

(3) 浜田市総合振興計画及び定住自立圏共生ビジョンの進捗管理について

○議長

資料1-(3)を参考されたい。それでは説明をお願いする。地域政策部長。

○地域政策部長

表紙にあるように、資料1から7まである。1ページ目からの資料1については進捗管理の体制と、3ページからの資料2については進捗管理の方法を掲載している。この議会で議決をいただいた計画期間の延長についても説明しているが、そのほかについては昨年度までと変わりはない。

7ページから資料3を掲載している。こちらが進捗の総括になる。基本指標として人口、出生数、それから社会増減数を挙げているが、これまでにも報告しているように、人口、出生数ともに減少が続いている状態である。

10ページには、令和6年度の各項目の進捗状況をABC評価でまとめている。こちらをご覧いただくと、一番下のところで全体で159項目、そのうち目標達成したA評価が66項目で全体の41.5%、それから目標達成できなかったもののうち、一定の進捗があったB評価の項目が77項目で、こちらが48.4%となっている。また、計画に対して遅れが生じているC評価の項目が8.2%ということになっており、ABC評価

で合計 143 項目、89.9% という状況である。

その次の 11 ページからは、参考資料として、人口の推移や社会増減の状況などを掲載しているので、後ほど参照されたい。

16 ページに資料 4 として、進捗の状況をまとめている。16 ページにある表は先ほどの 9 ページの表と同じで、17 ページから抽出した項目ごとに挙げているが、17 ページの上の段(1)、それから下の段(2)、それぞれ評価が向上した項目を抽出している。隣の 18 ページについては、評価が A から下がった項目、19 ページ以降に(4)・(5)と、それぞれ C 評価となったもの、評価が下がったものを抽出している。20 ページには(6)として目標の上方修正を行ったものを掲載している。

その次、21 ページの資料 5、ここからが令和 6 年度の各項目詳細を掲載しているものである。こちらは 21 ページから全体の一覧をまとめており、37 ページまで続いている。その後 38 ページから個別の項目の詳細を項目ごとに掲載しており、これが 152 ページまで続く。

ここまでが総合振興計画後期基本計画の令和 6 年度の取組で、次に 153 ページを参照されたい。153 ページには資料 6 として、浜田市定住自立圏共生ビジョンの進捗状況を掲載している。こちらについては全て総合振興計画の中から抽出したもので、各項目の評価は総合振興計画と同じものである。

それから最終の 184 ページになるが、資料 7 として、これまでの実績がすでに計画の最終目標を上回ったものについて今後の目標値の考え方を示したものを掲載している。このように上方修正する項目も多数ある一方で、進捗が遅れている C 評価の項目も一部ある。今後もこうした各取組を推進していく。

○議長

ただいまの報告について質疑などあるか。

○大谷議員

考えていく上で基本が人口ということだが、人口についてはこの度国勢調査も行って正確な数が出ることと思う。基本的な人口というのは住民登録してある人口であろうと思うが、県大生はどの程度か分からないが、若い層では何人かの方々は住民登録をしてないということで、人口実態と差があるようだ。この辺りをどう勘案し、計画を立てていこうとするのか聞きたい。

○地域政策部長

市で日々管理しているのは、やはり住民基本台帳となる。ただ、国勢調査については住民基本台帳でなく、言われたように実際にこちらに住んでいる人数ということになる。

大学生で言うと、浜田から他県に進学されている大学生で、住民票をそのまま残したまま他県の大学に行っている方については、その他県の大学の方でカウントされる。一方で、県立大学の学生については住民票を持ってきてなくても浜田市の方で国勢調査のときはカウントされる。学生だけでなく、矯正施設に入っている職員、中で作業されている方、それぞれこちらに居住されているということで、住民票は必ずし

もないと思うが、国勢調査の際にはカウントされることになる。矯正施設とか大学、そうしたものがある自治体については国勢調査の方が少し多くなる。逆の場合、そうした施設がない場合には、逆に住民基本台帳の方が多くなるという傾向がある。

市でリアルに把握できるのは、基本的には住民基本台帳の数で管理していき、やはり4万8,000人を割るとか、月々の報告で把握しているが、やはり5年に1度の国勢調査の結果が今後交付税にも関わっていくので、並行して管理していきたいと思っている。

○大谷議員

今言われたように、矯正施設のあるところにおいては若干高くなるということの傾向のようであるので、とかく住民基本台帳をベースにせざるを得ないが、実態としてそれがあることは認識しながらも、それに見合った対応をとらなければいけないということにはなると思う。だから、住民基本台帳で5万人を切ったというように大きく表示されるが、実態はそこまでではないということが想定されるので、その辺も踏まえながら今後対応していくことが大事かと思うが、その点を改めて聞きたい。

○地域政策部長

やはり先ほど申したように、実際に住んでいる方と住民基本台帳に差があるのは現実だと思う。やはり浜田市の場合は、住民基本台帳の方が国勢調査より少し少なくなっているので、少ない方の数字で危機感を持って、いろいろ施策を考えていきたい。

○議長

そのほかにないか。

(「なし」という声あり)

(4) はまだお米クーポン券の利用状況等について

○議長

資料1-(4)を参照されたい。それでは説明をお願いする。産業経済部参事。

○産業経済部参事

9月11日の産業建設委員会で報告をさせてもらったお米クーポン券の利用状況について報告をする。

これまでのところで、お米クーポン券の配布については2万3,758枚、金額にして4,751万6,000円である。そのうち2回の換金日を過ぎ、1,266万円が換金されたところで、換金率は26.6%である。うち、お米以外の利用にチェックが入っているものについては、46%となっている。

お米クーポン券の配布については8月末まで窓口などで申請による受付をさせていただいている、その件数が1,220件であった。また、お米クーポン券の利用については11月28日までということで、9月11日現在では39店舗であったが、その後1店舗追加になり、現在のところでは40店舗となっている。

なお、換金のスケジュールについては以下のとおりである。ここにあるように9月24日に換金日があったので、この数字の速報を知らせたいと思う。24日の換金分に

については 577 万円で、合計が 1,843 万円となっている。換金率にして 38.8%、お米以外のチェックが付いているものの割合が 47.9% という状況になっている。

○議長

ただいまの報告について質疑などあるか。

(「なし」という声あり)

(5) 旭温泉水有効活用起業支援事業補助金に係る賠償請求事件の第一審判決について

○議長

資料 1-(5)を参照されたい。それでは説明をお願いする。旭支所長。

○旭支所長

本事件は令和 5 年 10 月に提起があったもので、先月 8 月 21 日に第一審の判決の言い渡しがあったので、報告する。

まず、訴訟の経過については、令和 5 年の 10 月に起業者の 2 名から浜田市への訴えがあり、11 回の審議がなされ、先月 8 月 21 日に 12 回目の期日で棄却の判決の言い渡しがあった。

2 番の事案の概要などについては、以前報告したが、起業者の元代表者、元経理担当者の 2 名から浜田市に対して損害賠償請求を受けたものである。請求の内容、趣旨については記載のとおりである。

4 番、判決になる。主文が 2 点あった。まず 1 点目、原告の請求はいずれも棄却をする。2 点目、訴訟費用は原告らの負担とする、との主文である。

判決理由の要旨としては、被告は原告らに対し債務不履行に基づく損害賠償請求を負わないというべきである、よって原告らの請求はいずれも理由がないことから棄却をする、という内容である。浜田市側の主張が 100% 認められたという判決になっている。

今後の対応についてであるが、この判決の決定については、まだ言い渡しがあってから控訴の期間があり、現在、代理人の弁護士で相手方の動向を注視していただいている。また、本件とは別だが、令和 6 年に別訴として浜田市側が相手側を提訴しており、その訴訟が係争中であるので、引き続きそちらについて対応していきたい。

○議長

ただいまの報告について質疑などあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 損害賠償請求訴訟の経過について

○議長

資料 1-(6)を参照されたい。それでは説明をお願いする。消防長。

○消防長

令和 2 年 7 月 13 日に訴状を提出している、消防救急無線デジタル化整備における

談合に係る損害賠償訴訟の経過報告である。9月10日に高裁の判決が言い渡され、12番に記載のとおり、損害賠償金額が932万850円となった。これは5番にある第一審の1,169万4,351円を下回り、200万円減額という形となっている。

各委員に配付した資料は、13番以降が予定という形であるが、その辺りが確定したので報告となる。13番の9月16日、第二審判決の弁護士協議を行い、18日に佐和法律事務所と損害賠償の上告委任契約の締結、19日に上告状を最高裁に提出したところである。上告理由としては、損害賠償金額が当初主張する7,667万6,985円と大きく乖離し、算定基準・根拠も不明瞭であるためということで、上告期限は9月25日であったが、9月19日に提出し受理されている。

○議長

ただいまの報告について質疑などあるか。

(「なし」という声あり)

(7) その他

○議長

資料1-(7)を参照されたい。それでは市長から報告があるのでお願いする。

○市長

石見神楽の保存伝承施設と郷土資料館に関するこれまでの検討データの報告をしたい。

これまで関係部の協力を得て、いろいろ相談しながら取りまとめ、検討してもらった。今日は、4項目について、これまでの検討結果を報告したいと思う。1番目は整備場所の異なる3つの案とそのイメージ図、2番目に各案の概算整備費の比較、3番目に各案の概算運営費の比較、そして4番目に財源調達である。

なお、断っておくが、示す数字は一定の想定の基で現時点において試算したものである。当然、施設についてはもっと広くするとか、あるいは狭くする、そうすれば金額も変わってくるし、また設備をどの程度にするのか、そういうことも変わってくる。これについては一定の想定をして、比較考慮したものである。

それから②に書いてあるが、これについては今後、整備をそもそもする、あるいはしない、これを含めて新体制の下で検討されたい。本データはあくまでもそのときの参考にしてもらえばということで、報告するものもある。

それでは内容について説明する。まず右上の1番目である。整備場所の異なる3案ということである。これについては、本年3月定例会議のときに石見神楽の保存伝承施設と郷土資料館は複合施設としたいということを、市長の意見として申し上げた。これをベースに3つの案に整理したものである。

案1というのは、三桜酒造跡地に3つの機能を整備する。神楽・郷土資料館、それから神楽ホール、交流広場、この3つを三桜酒造跡地に全てを整備するというのが案1である。それから案2というのは、神楽・郷土資料館は世界こども美術館に整備する、そして三桜酒造跡地には神楽ホールと交流広場を整備する。案3は、神楽・郷土

資料館は浜田城資料館に整備し、三桜酒造跡地には神楽ホール、交流広場を整備する、この3つの案である。

左下に整備イメージ図を示している。これは現時点での試案であるが、三桜酒造跡地に3つの機能を全部整備するということである。実はこれについては、面積が約4,000 m²の土地であるが、果たして全てこれが収まるのだろうかという心配もあった。結論的に言うと、①の神楽伝承郷土資料館を2階建てにすれば、何とか全て1か所に収まるということである。

それから案2は、世界こども美術館のところに①の神楽伝承・郷土資料館を整備するということで、そして三桜酒造跡地には神楽ホールと交流広場を整備するという案である。ただこの案については、世界こども美術館に2階建てを設置し整備せざるを得ない。ワンフロアではなかなか難しいということで、2階建てにすれば世界こども美術館の3階から海側を見た眺望がかなり遮られるという懸念や心配も出てくる。一方、三桜酒造跡地については交流広場がかなりゆったりと取れるというメリットもある。

それから次のページの案3である。浜田城資料館の山側のところに①の神楽伝承・郷土資料館を整備するということである。これも平屋はちょっと難しくて、2階建てというのが前提にならうかと思う。2階建てであれば何とか整備することができそうである。この場合も三桜酒造跡地については②と③であるので、かなり交流広場がゆったりと取れる。

それから右上の大きい2番目の各案の概算整備費の比較ということである。これはそれぞれ案1から案3まで書いてあるが、左から3つ目の欄のところに想定建築面積と書いてある。①については2階建て延べ1,100 m²ということをとりあえず想定した。そして②の神楽ホールについては案1であるが、500 m²ということである。それから案2と案3については、①の2階建ての面積は1,100 m²で同じなのだが、神楽ホールについては別の建物になるので、600 m²と少し大きめということを前提に計算した。

それからその右の用地取得費については、現在土地開発公社が持っており、土地開発公社から市が取得することになるので、どの案であっても2億6,700万円ぐらいの取得費が掛かる。その次は設計費、それから建物外構、それから展示ソフトである。これについては建物とか展示ソフトなど一定の想定をしている。今後、具体に詰める段階でもっと広くしようとか、あるいはもっと狭くしようとか、展示にもっとお金を掛けようとかなどで数字が変わってくるが、一定の共通の前提で弾いた。その結果、一番右側に合計額と書いてあるが、案1の場合には25億8,700万円、案2の場合は26億8,600万円、案3の場合は27億3,600万円ということで、ほぼ26億円前後であるが、案1の方がほかに比べれば少し、1億強であるが安くなるということである。

それから3番目の概算の運営費の比較ということである。これも人件費が何人ぐらい人を配置するかによっても大きく変わってくるが、とりあえず8人程度を想定している。そこで共通の想定をして弾いてみた。それから管理費、その次が小計である。それから郷土資料館は今浜田高校の向かいにあるが、これを整備に伴って廃止しよう

と思っているので、運営費が浮いてくる。それを差し引きすると一番右側になり、どの案であってもざっくり言うと年間 4,000 万円程度ということである。

なお、下の方に注書きをしているが、この運営費というのは支出のみを掲載している。収入は見ていない。実際には収入があると思われる。例えば郷土資料館であれ神楽施設であれ、無料ではなくて有料ということになれば、当然収入が入ってくる。それから神楽ホールの使用料というのも、神楽を演じたり、あるいは演劇とか芝居とか音楽とか、そういった場合にはおそらく使用料というのが入ってくるので、実質的な負担は、この合計の 4,000 万円よりもう少し小さくなるだろうと推測している。

それから 4 番目の財源調達である。これを実施する場合には過疎債を使うということを前提に考えたいと思っている。過疎債はご案内のとおり、事業費の 7 割を国が財政支援してくれる。そうすると市の実質負担は 3 割ということになる。例えば整備費が 26 億円とすると、過疎債を活用すれば市の実質負担はその 3 割、つまり 7 億 8,000 万円ということになる。ただし、現在の過疎債は、期間 10 年間の時限立法であるので、令和 10 年度末までの事業にしか使えない。そうすると、あと 5 年半ということである。その後は浜田市が過疎自治体として認定されるのかどうか分からぬ。5 年前に現在の過疎債を認定いただいたときに大変苦労した。浜田市は外れるというような話もある中で、何とかみなし過疎として認定をいただいた経緯もあるので、その次も過疎自治体として認めていただけるのか、かなり不透明というか厳しい状況も想定される。そうすると、あと 5 年半の間に整備しなければ過疎債は使えないということかなと思う。

それからふるさと寄附である。この間にふるさと寄附は随分積み上がっており、1 号の石見神楽などの伝統芸能の継承は現在 9 億 9,000 万円ある。それから 2 号の自然環境・歴史文化が 5 億 9,000 万円、合計すると 15 億 8,000 万円ほど現在積み上がっている。これが今後も、ふるさと寄附が年々増えて、毎年寄附をいただくことになると思うので、おそらくこれが年間 1 億から 1 億数千万円積み上がっていくと思う。現時点でも 15 億強があるので、過疎債が使えば 7 億 8,000 万円、これは十分賄えると思う。

なお、ここには書いていないが、現在、地方創生交付金というのがあり、各自治体がこれを活用していろいろな事業を行っている。地方創生交付金が果たして今後活用できるのであれば、十分施設的には活用が可能だと思っているが、地方創生交付金が今後どうなるのか見通せないので、この中には入れていない。

ということで、この整備費については、現状使えるであろう過疎債とふるさと寄附を活用すれば、市の実質負担はゼロで整備が可能だと考えているところである。

○議長

この件について何かあるか。

○牛尾議員

現在、社会実験の 4 回目が終わっている段階である。毎回参加していて、社会実験をやる中で見えてきた風景があると思う。あそこがいかに市民にとって集まりやすい

場所であるかというのは今回の4回の中で証明されたのかなという感じがするけれども、今示されたこの案と社会実験との関係はどのように位置付けをされるのか聞きたい。

○市長

社会実験はこれまで3回行い、それぞれ石見神楽については、1回目は1,300人前後。それから2回目、3回目はそれぞれ600人強、それから昨日が300人強だったか。それぞれイベントごとに多くの方々が集まり、やはりあの場所で人が集まるにぎわい事業を行うというのは、大変市民も喜んでいただいていると思う。

あともう1回10月5日に予定しているが、これが終わった段階で、産業経済部で社会実験の評価としてまとめることになると思う。こういったことも踏まえ、今日話をしたデータ、3つの案について示しているが、スペース的にどうなのか、金額的な整備費だとか運営費がどれぐらいかかるのか、またそれに加えて先ほどの社会実験を踏まえて10月以降の新体制の中で、やる・やらないも含めて検討いただければと思う。

○議長

そのほかにないか。

(「なし」という声あり)

そのほかに執行部から報告事項はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので議題1を終わる。

執行部はここで退席するが、議員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは退席して結構である。

(執行部退席)

2 陳情審査結果について

○議長

各委員会に付託された審査結果を報告書として配付しているので、確認をお願いする。

3 福祉環境委員会からの報告

・中山間地におけるエネルギー・シフトについての要望書

○議長

資料3を参照されたい。それでは福祉環境委員会から報告があるのでお願いする。肥後委員長、お願いする。

○肥後議員

福祉環境委員会は、中山間地域におけるエネルギー・シフトを取組課題として調査

研究を進めてきた。金融機関、民間事業者、担当課との意見交換を通して、地域経済の活性化や地域課題の解決の手段としてエネルギーの地産地消が極めて有効であるとの認識に至った。そのような中で、5つの具体的なアクションを伴う施策として記載しているので説明する。

大項目1の広報・周知の強化と危機意識の醸成について、多種多様な国・県・市の省エネ住宅に対するローンや、自動車のエコカー購入の支援、また再生可能エネルギー設備導入に対する補助金など、行政や金融機関が提供する支援制度は、いまだ浜田市民や事業者に十分に認知されておらず、地球温暖化に対する市民の危機感が薄いという課題が確認された。脱炭素化を自分事として捉えてもらうため、(1)から(3)を書いている。1つだけ説明すると、例えば公共施設で再生可能エネルギーが使われている場合、やはり液晶モニターなどに消費電力、発電量、売電量といったものが見えると、市民又は事業者の意識も全く変わって、例えば無駄な電気を使わないように照明を落とすとか、LED家電に買い換えるとかいうことが考えられる。

続いて、次のページの大項目2、事業者向け脱炭素経営への支援についてである。こちらも意見交換の中で、事業者における脱炭素経営の推進は、一番のネックの部分が高額なコンサルティング費用がかかるため、大手の企業からそのような再生可能エネルギー100%の電力使用を依頼されても、数千万円かかるコンサル料がとても厳しいものとなるので、そういった制度について1から3のところで行政の支援や、また金融機関などとの連携を促進してほしいということを書いている。

続いて、大項目の3番目、地域内経済循環と連動した制度設計についてでは、あくまで地域の脱炭素化を進める際には、電力料金などが市外に流出している現状を踏まえて地域内経済の循環を同時に実現することが不可欠である。そこで、脱炭素化の推進と地場産業の振興を両立させる制度設計を強化することを求めるということを、あくまでやはり市内の事業者による再生可能エネルギーや、県産材、石州瓦などの施工に対する補助額を加算する制度を導入してほしいということを書いている。金融機関もそのような優遇制度を活用することで、市内事業者と行政と、三位連携で取組が加速すると思うということで書いている。

続いて、大項目の4、官民連携の場の再構築と横断的プラットフォームの設立についてということだが、こちらは金融機関との意見交換会の中で発覚したのだが、行政との意見交換会が以前はあったのだが、コロナ禍で中断してしまい、とても有効だと思っていたので再開してほしいという要望を受けた。こちらはぜひ良いことだと思うので、官民横断的な推進体制を進めるためにも再度再開を求めるということを書いている。

続いて、3番目の石見地域循環共生協議会は、民間主導で設立された団体なので、こちらもやはり市と協議会が密接に連携していくことが必要で、脱炭素化のスキーム構築のための重要なところと思っている。

最後に、大項目5、制度改善の推進については、簡易かつ迅速な制度設計、補助制度を設定してほしい。その中でも事業者との意見交換会の中で、蛍光灯からのLED

照明化や省エネエアコンへの買換えなどの定額の補助やポイントの付与などという制度ができれば、市民の脱炭素化への認識が高まると思うという意見が出たので、こちらも書いている。

また、どうしても再生可能エネルギー、特に太陽光発電設備に関しては長期的なアフターサービスや撤去、リサイクルの法制化について市民も疑念を抱くところがあるので、認識した情報については広く、かつ、的確に市民に周知するとともに、撤去の原資、アフターの契約担保について、やはり指導や、市民や事業者との意見交換をする場を設定することとしている。また、申請サポートが行政、金融機関の連携においてとても重要だと思うので、こちらも書いている。

これらの大きく5つのことを推進することによって、2050年カーボンニュートラルを達成することを期待すると締めくくっている。

○議長

この件について質疑などないか。

○大谷議員

推進に向けて必要なことを認識する中で、こういう事業について懸念を示される方々の中で、中山間地ということになると水源地に關係してくるかと思う。風力発電の場合、羽根を回すための潤滑油とか電気を絶縁するための絶縁材、それとか羽根に対しての塗料などにP F A Sのようなフッ素化合物が使われている可能性を指摘されることもあるし、C h a t G P Tで調べてみたときにも使用されている可能性、漏れたときの環境負荷ということが出ていた。この点については環境に対する対応についてはここには示されていないわけだが、その辺りは懸念としてどのように考えているか。

○肥後議員

こちらの方はまだ有効な対策を、市としてできるかどうかというところが、非常に実は重要な問題である。今のところで言うと県知事の許可、閲覧ということで、太陽光や風力や小規模の水力発電事業などは認可されていく仕組みであるが、全国の市町村とか見ていると新聞報道でもあるように、市独自でそういった条例を制定されるという取組をされている。

まだ私たち福祉環境委員会もそうだが、浜田市としてもまだまでの取組ができていないところと、懸念されるP F A Sを始めとした、その中山間地域の河川や土壤に有害物質が流れ込むことに対する規制というのは現時点では、我々も含めて対策というところまではできていない。ただ、この要望書に書いたように、市内の事業者また先進事例を知っている方や石見地域循環共生協議会との意見交換や、そういった情報収集をする中で、私たちの住む地域で水源が侵されるようなことがあつたら大変な問題になる。海まで流れ込むので。そういうことがないように配慮を求めていくことはあるが、今の段階では、少しまだそこまでは食い込むことができないという判断で、このような形とした。

○大谷議員

ということは、環境負荷に対してはまだまだその懸念はあるけれども、現段階ではここまで示すことができていない、これからの課題だという認識で良いか。

○肥後議員

そのとおりである。環境に関しては常に進化というか、新たな課題がどんどん発生していくので、それに追従する、さらにその先を見て規制していく、またガイドラインを定めていく必要があると思うので、作って終わりではなく対応していかないといけないと認識している。

○布施議員

今、大谷議員が言われた化学物質、フッ素化合物が塗料に含まれるということは、これは大きな国際的な問題もある。もし必要とするのであれば、特に浜田市の風力発電、これに対して外国産の企業が入って、そういうことを無視とは言わないが、やる可能性は否定できない。そのときには非フッ素使用というような確約をした上で建設を許可する、そういう付帯意見などを付けて、議会として今のゼロカーボンシティの市長へ提案することは可能であると、福祉環境委員会委員として思うが、どうか。

○大谷議員

確かにそういった発想で対応せざるを得ないとは思うけれども、承知のとおり、1回拡散すると回収は難しい。だから、とりわけ水源地に当たるところにこうした有害物質の懸念があるようなものについては、やはり心配されている方はいるという実態も踏まえながら、そういう懸念材料はなくして安心できるものにしていかなければいけないという観点は常に持つておく必要があろうということで、現にそういう事業が進んでいる中でなかなか対応は難しいと思うけれども、1回拡散すると回収が不可能という観点の中で、やはり注意深く検討しなければいけないことだということの確認はできるかなということで、発言した。

○議長

この件については、全員協議会終了後に市に要望書を提出するということなので了承されたい。

4 産業建設委員会からの報告

・取組課題に係る議長への報告書

○議長

資料4を参照されたい。産業建設委員会から報告があるのでお願いする。それでは川上委員長、お願いする。

○川上委員長

委員会においては、4年間にわたって、5つについて調査してきた。

ゆうひパーク浜田の問題、地域小売店の問題、ゼロゼロ融資の問題、小規模農家の支援についてと、建設業の問題点と課題については昨年からである。

目的としては、書いているように、プロポーザル方式での次期への経営者の募集、道の駅についてはこの問題が一番多く出てきており、これについてはしっかりと確認し

ながら市に提案するものである。2番目の地域小売店の問題については、ここに書いているように、今後も調査する必要があると思っている。

そのように5つの項目について、個々の問題はありながら、次期委員会が発足したときにはしっかり問題を取り上げていただければと考えて、別添のとおりの報告書にしている。

○議長

この件について質疑などないか。

(「なし」という声あり)

5 議会改革に関する検討結果について

・第13回報告 市への要望・提言等に対する対応状況の検証について

○議長

資料5を参照されたい。議会改革推進特別委員会から、第13回報告、市への要望・提言などに対する対応状況の検証について報告があった。検討内容等については各会派で随時報告がされていることと思う。

今回、特別委員会で協議され、資料にある議会の提案等に係る検証手法（案）を作成されたところである。しかしながら、まだ議会全体の合意形成も必要であるということから、改選後の議会において手法案をたたき台として、議会基本条例を基軸に実効性のある検証の仕組みを構築するための建設的な議論を行い、議会全体での合意形成を図りながら、さらなる検討をお願いするという結論にされている。

この件については、改選後の議会への申し送り事項にもされている。改選後の議会において、引き続き議論及び検討していただきたいと思う。

この件について議員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

6 ぎかいポストに寄せられた意見等への回答について

○議長

資料6を参照されたい。担当委員会からこのとおり対応報告の作成があった。全文を市議会ホームページに掲載することとし、議会だよりへの掲載については議会広報広聴委員会で対応していただくようお願いする。

この件について確認などしておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

7 浜田市議会石見神楽振興議員連盟からの活動報告

○議長

資料7を参照されたい。それでは議員連盟から報告がある。川神会長、お願いする。

○川神副議長

議員各位に資料を配信しているので、それを読んでいただきたいが、基本的に大

まかな総括を少しありたいと思う。

設立が令和5年1月16日ということで、約2年、今まで議員各位の様々な協力によって議連が活動することができた。まずは心から感謝を申し上げたいと思う。

具体的なことは、先般の全体会の中で、少しお金の処分案も含めて話をしたと思うので、また詳しい話はしたいと思うが、今回は特に令和7年度の事業報告を参考されて、何点か令和7年度に掲げた事業計画というのがある。最終的には議連としての考察というのを入れている。

議連とすると、神楽振興に対してどのような効果がもたらされたかということで、少し考察を書いているが、今回議員各位がいろいろな形で神楽団体、ひいては神楽のものづくりの団体、そういったところに出掛けていって現場の生の声を聞く、さらには後継者育成に対しても様々に意見を聞いていただいて、今、浜田市が神楽振興に関して抱える課題というのが、ある程度浮き彫りにされたと思っている。

そういった中で、令和6年度の資料を付けているが、一定の成果があったと思うが、現在、市長が様々な形で神楽伝承施設などを提案されてきた。今回勇退されるということであるが、こちらの神楽伝承施設に関しても、箱物ありきではない、何を後世に送るのかという保存伝承の部分をしっかりと議論して、市民の意見を吸い上げるといった中で望ましい神楽拠点はどうなのかと、今まさに議論している最中である。そういう中でも議員各位の意見もしっかりと聴取し、執行部にもしっかりと伝えているということであり、この議連が今まで神楽振興を後押ししたことは紛れもない事実であるので、本当に議員各位はそういった意味での大事な宝物であるこの神楽をしっかりと後世につなげていくということでは、大きな役割を果たしたのではないかと思う。特にその中でも、蛇胴の文化財指定、さらには神楽の保存伝承施設、そういったところに関しては、いろいろ意見が出ていたが、具現化をされている。これも議連の皆の後押しがあったからと私も考えているところである。

4番目に現在抱える課題は、先般も少し話をしたが、まだまだ文化財の指定に対して、さらにはものづくりに対する支援、そして未来を見据えた石見神楽の拠点機能の検討、さらには教育委員会が今取り組もうとしているふるさと郷育の中での神楽などの導入、こういったことに対しても議会でしっかりと議論するような課題が残っていると感じている。

そういったことで、改選後になるが、可能であればこのようなことが引き続き議論されるような枠組みができるることを期待しながら、議員各位のいろいろな努力に感謝しながら、総括というか報告する。大変世話になった。

○議長

この件について質疑などあるか。

(「なし」という声あり)

8 浜田市議会こどもの権利を考える議員連盟からの活動報告について

○議長

資料8を参照されたい。議員連盟から報告があるので、村武会長、お願ひする。

○村武議員

浜田市議会子どもの権利を考える議員連盟は、令和4年8月に浜田市議会の会派を超えた議員8名で設立し、以後、子どもの権利に関する施策の推進と理解促進を目的として継続的に活動してきた。令和7年9月までの活動について、以下報告する。

1番、設立の経緯である。少子化や核家族化など社会構造の変化が著しい中、人間関係や地域社会のあり方など大きく影響を与えており、子どもを取り巻く環境に対しても同様で、いじめや児童虐待といった問題を初め、インターネットを通じた犯罪にも巻き込まれるなど事態も深刻化している。子どもの権利条約は平成元年に国際連合で採択をされ、平成6年には日本で子どもの権利条約に批准している。さらに令和5年には、子ども基本法が施行された。国内でも子どもの権利は当たり前に守らなくてはならない。

浜田市には子どもの権利について熱心に勉強され、推進する市民団体があり、令和3年7月に開催したはまだ市民一日議会において、その代表者が「市民と市議会そして子どもたちとともに浜田市子ども条例を作ろう、子どもたちが当たり前に守られる子どもにやさしいまちをめざして」をテーマにして意見を発表された。その後、令和4年5月に市議会において、子どもの権利条約と自治体の役割についての研修を開催し、議員全員で子どもの権利について学んだ。この浜田市においても、全ての子どもたちが健やかに自分らしく育つために、子どもの権利の重要性への認識を共有する者が集い、開かれた議論を通じて包括的な環境整備を推進するために、浜田市議会において会派を超えた子ども議連を設立した。

2番、活動の内容である。設立後約3年間、11回の会議を開催し、1回の視察及び研修に参加、そして市長要望を1回行った。当初はメンバーの中で子どもの権利について理解が及んでいないことも多い状態であったが、市民団体との意見交換や情報提供、オンラインでの研修などの調査研究を進め、子どもの権利の必要性を高めてきた。

そして、令和6年、地方自治と子ども施策、全国自治体シンポジウム2023in小金井において、議連のメンバーが現地に5名、そしてオンラインで1名が参加して、全国の取組を聞き、予想以上に熱心に取り組んでいる自治体があることを認識し、浜田市においても子どもの権利を守る取組を推進する必要があるとメンバー全員で共有した。その後、令和6年9月に浜田市長に浜田市子どもの権利の推進についてということで、5点の内容で要望書を提出した。市長からは、子ども・子育て支援事業計画への反映、そして市職員研修による理解促進などをするという回答があった。

そして3番として、成果と進展についてであるが、令和7年3月策定の浜田市子ども計画において、子どもの権利条約で検討が位置付けられたところである。そして令和6年度、令和7年度は市職員を対象とした人権研修で子どもの権利をテーマとした研修が実施された。

そして、活動においての課題についてであるが、市でも推進をされている一方で、施策の進展は本当に限定的であり、市民理解も十分に浸透していない状況だと感じて

いる。こども議連の活動は一定の成果を上げたものの、今後も引き続き取組を強化する必要があると感じている。

結びに当たり、私たちは最後の会議においても本議連の活動の有効性を確認した。全てのこどもが健やかに自分らしく成長に向けて、今後も市議会としてこどもの権利推進に向けた活動を進めていくことを望んでいる。

浜田市議会こどもの権利を考える議員連盟、牛尾昭議員、小川稔宏議員、柳楽真智子議員、肥後孝俊議員、村木勝也議員、そして村武まゆみである。これまでの活動を進めるに当たり、設立当時のメンバー、そして現在の議連のメンバー、そして市民団体の皆、執行部の皆の協力に深く感謝申し上げる。

○議長

この件について質疑などあるか。

(「なし」という声あり)

9 その他

(1) 自由討議について

○議長

何かあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、今回の自由討議はなしとする。

(2) 議案における各自の表決結果の記載について

○議長

事務局長。

○下間局長

タブレットの9月定例会議の表決結果のフォルダに、表決結果の記載一覧データを入れているので、本日中に必ず記入をお願いする。ホームページに掲載するので厳守でお願いする。すべての記載後には、氏名の後ろにある入力済み欄にチェックすることで入力完了となるので、よろしくお願いする。

(3) 政務活動費に係る収支報告書の提出について

○議長

資料9-(3)を参照されたい。庶務係長。

○森井庶務係長

政務活動費に係る収支報告書の提出について説明する。

令和7年度、今年度は10月22日に議員任期が満了するので、任期満了に当たりそれまでの政務活動費を精算しなければならない。このため、10月22日までに使用した政務活動費を精算するため、関係書類の提出をお願いする。

今回、精算の対象となる期間は、資料の四角の枠の中にあるように、令和7年4月

から 6 月までの政務活動費を精算した議員においては、7 月から 10 月 22 日までの分が対象となる。一方で、4 月から 6 月までの政務活動費を精算していない議員においては、4 月から 10 月 22 日まで分となる。なお、議員改選後、引き続き議員になった方も 10 月 22 日まで分をいったん精算しなければならないので、留意されたい。

1 の提出する資料についてである。提出する資料は①から④までの収支報告書や領収書などである。これらの様式は昨年度と変更はないが、Excel データで一括作成できるようになっている。データについては 7 月にいったんメールで送ったが、本日、全員協議会終了後に改めてメールで送るので確認をお願いする。Excel を使うことで自動計算や入力がスムーズにできるので、ぜひ活用いただきたい。なお、昨年度のようにWord 形式を希望される方は個別にお送りするので、その場合は知らせてほしい。

2 の提出方法については、これまでどおり紙ベースと電子データの両方の提出をお願いする。

3 の提出期限については、11 月 4 日火曜日である。

4 の留意事項についてである。今回、対象期間、10 月 22 日までに使用した全ての政務活動費を報告すること。繰り返しになるが、議員改選後に 11 月分以降の政務活動費と合わせて交付を受けることはできない。

次に(2)である。会派などにより行政視察を行った経費を参加人数で案分する場合の留意事項である。政務活動費を精算する議員それが収支報告書に領収書、原本又は写しを添付お願いする。

次のページ以降に記載例と領収書の貼り付け例があるので、収支報告書を作成する際の参考にされたい。なお、これらの記載例はメールで送るとともに、また、タブレットの政務活動費のフォルダにもアップロードしている。また、事務局内の議員パソコンにも様式を入れているので活用されたい。

加えて、政務活動費を活用して視察や研修を受講する場合は、申請書や報告書を提出いただくことになっている。報告書の提出がまだの方がいたら、提出をお願いする。

(5) 議員任期満了に伴う各種お知らせについて

○議長

事務局長。

○下間局長

資料を参照されたい。この 10 月 22 日、議員任期満了に伴って、今後下記の事務手続があるので、対応の方よろしくお願いする。提出物などは期限厳守でお願いする。

まず 1 点、貸与品の回収についてである。こちら 10 月 8 日水曜日までにお願いする。1 点目として名札。そして災害時のベスト、オレンジ色のベストである。そして 3 点目としてこのタブレット、カバー、充電器一式である。必ず 10 月 8 日までに返却すること。

2 番目、タブレット端末についてである。各議員がメモで記入されているものは自宅で保存が可能である。保存したい方は担当者に申し出てほしい。タブレットに個人的に保存されている写真や動画は、各自で自分のパソコンなどに移動すること。残っている場合は事務局で削除する。3 番目にあるように、タブレットのメールアドレス、議会の i C l o u d のメールアドレスを個人的に違うところのサイトなどで登録している場合は、そちらの登録は解除しておくこと。

3 点目である。各議員の控え室、ロッカー内などの片付けについてである。こちらも 10 月 8 日までにお願いする。事務局にあるレタークース内、各会派及びロッカーの中については各自で片付けをお願いする。決して私物を残さないようにしてほしい。本日の時点でも事務局にあるレタークースの中にいろいろ資料が入っているので、必ず今日時点でも確認をお願いする。

4 点目、その他である。今日以降、議会事務局からの連絡については、タブレットを返している方もいるので、以前登録されているメールと L I N E W O R K S 両方に通知する。このため、自宅のメールや携帯のメールに登録している方も、毎日必ずチェックをお願いする。

2 点目、10 月 10 日に市議会ホームページの議員名簿における各議員個人のホームページや S N S のリンクを削除するので承知されたい。

3 点目である。10 月 19 日に選挙があるが、その後、全員協議会は 10 月 24 日金曜日の午前 10 時半から予定している。その前の 9 時からは新しい議員を対象とした説明会があり、その後引き続き 10 時 30 分から全議員での初会合を予定しているので、承知されたい。

(5) その他

○議長

議員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、以上で全員協議会を閉会する。

[12 時 31 分 閉議]

浜田市議会全員協議会規程第 6 条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 笹 田 卓